

< 概要 >

維持管理工

枝下中用水緑道はじめ 11公園 18.75ha

本工事費内訳書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
維持管理工		式	1			
枝下中用水緑道	A=4.96ha	式	1			第1号単価表
枝下西用水緑道	A=6.64ha	式	1			第2号単価表
住吉公園	A=0.20ha	式	1			第3号単価表
巖島公園	A=0.25ha	式	1			第4号単価表
一本木公園	A=0.66ha	式	1			第5号単価表
土橋公園	A=3.76ha	式	1			第6号単価表
竹村新池公園	A=1.20ha	式	1			第7号単価表
蔵前公園	A=0.20ha	式	1			第8号単価表
南嶋公園	A=0.10ha	式	1			第9号単価表

本工事費内訳書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
高美中央公園	A=0.38a	式	1			第10号単価表
枝下東用水緑道	A=0.4ha	式	1			第11号単価表
処理費	枝下地区	式	1			第12号単価表
直接工事費						
共通仮設費		式	1			第1号明細書
対象額		式	1			
率計算分		式	1			
純工事費						
現場管理費		式	1			
対象額		式	1			

本工事費内訳書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
率計算分		式	1			
工事原価						
一般管理費等		式	1			
一般管理費		式	1			
対象額		式	1			
率計算分		式	1			
工事価格						
消費税相当額		式	1			
本工事費						

明細書
(第1号)

1 式 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
共通仮設費調整額		式	1			
合 計		式	1			

枝下中用水緑道

A=4.96ha

単価表

(第1号)

1 式 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
①園地清掃工		ha	79.36			第13号単価表
④低木剪定工 (寄植剪定)		m ²	6,000			第14号単価表
⑦中木剪定工 (寄植剪定)	生垣	m ²	1,020			第15号単価表
⑰除草工	手取り	m ²	7,600			第16号単価表
⑱芝刈工	ハンドガイド式	m ²	3,900			第17号単価表
⑲総合歩掛 (除草、集草、積込運搬)	機械除草 I	m ²	29,400			第18号単価表
諸雑費		式	1			
合 計		式	1			

枝下西用水緑道

A=6.64ha

単価表

(第2号)

1 式 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
①園地清掃工		ha	106.24			第13号単価表
④低木剪定工 (寄植剪定)		m ²	10,653			第14号単価表
⑦中木剪定工 (寄植剪定)	生垣	m ²	1,060			第15号単価表
⑰除草工	手取り	m ²	20,740			第16号単価表
⑱芝刈工	ハンドガイド式	m ²	2,661			第17号単価表
⑲総合歩掛 (除草、集草、積込運搬)	機械除草 I	m ²	36,405			第18号単価表
諸雑費		式	1			
合 計		式	1			

住吉公園

A=0.20ha

単価表

(第3号)

1 式 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
①園地清掃工		ha	3.2			第13号単価表
③トイレ清掃工	多目的トイレ設置仕様	回	44			第19号単価表
④低木剪定工（寄植剪定）		m ²	220			第14号単価表
⑱芝刈工	ハンドガイド式	m ²	1,530			第17号単価表
⑲総合歩掛（除草、集草、積込運搬）	機械除草 I	m ²	195			第18号単価表
諸雑費		式	1			
合 計		式	1			

巖島公園

A=0.25ha

単価表
(第4号)

1 式 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
①園地清掃工		ha	4			第13号単価表
③トイレ清掃工	多目的トイレ設置仕様	回	44			第19号単価表
④低木剪定工（寄植剪定）		m ²	140			第14号単価表
⑱芝刈工	ハンドガイド式	m ²	480			第17号単価表
砂場攪拌	抗菌剤混入（0.8kg/m ² ）	m ²	23			第20号単価表
諸雑費		式	1			
合 計		式	1			

一本木公園

A=0.66ha

単価表
(第5号)

1 式 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
①園地清掃工		ha	10.56			第13号単価表
③トイレ清掃工	多目的トイレ設置仕様	回	44			第19号単価表
④低木剪定工（寄植剪定）		m ²	390			第14号単価表
⑱芝刈工	ハンドガイド式	m ²	990			第17号単価表
⑲総合歩掛（除草、集草、積込運搬）	機械除草 I	m ²	3,270			第18号単価表
諸雑費		式	1			
合 計		式	1			

土橋公園

A=3.76ha

単価表
(第6号)

1 式 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
①園地清掃工		ha	60.16			第13号単価表
③トイレ清掃工	多目的トイレ設置仕様	回	88			第19号単価表
④低木剪定工（寄植剪定）		m ²	2,700			第14号単価表
⑱芝刈工	ハンドガイド式	m ²	31,800			第17号単価表
⑲総合歩掛（除草、集草、積込運搬）	機械除草 I	m ²	8,250			第18号単価表
砂場攪拌	抗菌剤混入 (0.8kg/m ²)	m ²	48			第20号単価表
砂場攪拌	抗菌剤混入 (0.8kg/m ²)	m ²	30			第20号単価表
諸雑費		式	1			
合 計		式	1			

竹村新池公園

A=1.20ha

単価表
(第7号)

1 式 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
①園地清掃工		ha	19.2			第13号単価表
③トイレ清掃工	多目的トイレ設置仕様	回	44			第19号単価表
④低木剪定工（寄植剪定）		m ²	560			第14号単価表
⑰除草工	手取り	m ²	1,840			第16号単価表
⑱芝刈工	ハンドガイド式	m ²	8,850			第17号単価表
⑲総合歩掛（除草、集草、積込運搬）	機械除草 I	m ²	5,475			第18号単価表
諸雑費		式	1			
合 計		式	1			

蔵前公園

A=0.20ha

単 価 表
(第8号)

1 式 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
①園地清掃工		ha	3.2			第13号単価表
⑱芝刈工	ハンドガイド式	m ²	1,260			第17号単価表
諸雑費		式	1			
合 計		式	1			

南嶋公園

A=0.10ha

単価表
(第9号)

1 式 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
①園地清掃工		ha	1.6			第13号単価表
⑱芝刈工	ハンドガイド式	m ²	300			第17号単価表
諸雑費		式	1			
合 計		式	1			

単 価 表

(第10号)

1 式 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
①園地清掃工		ha	6.08			第13号単価表
③トイレ清掃工	多目的トイレ設置仕様	回	44			第19号単価表
④低木剪定工（寄植剪定）		m ²	690			第14号単価表
⑯総合歩掛（除草、集草、積込運搬）	機械除草 I	m ²	1,290			第18号単価表
砂場攪拌	抗菌剤混入（0.8kg/m ² ）	m ²	55			第20号単価表
諸雑費		式	1			
合 計		式	1			

枝下東用水緑道

A=0.4ha

単 価 表
(第11号)

1 式 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
①園地清掃工		ha	6.4			第13号単価表
④低木剪定工 (寄植剪定)		m ²	521			第14号単価表
⑰除草工	手取り	m ²	1,042			第16号単価表
⑱芝刈工	ハンドガイド式	m ²	3,417			第17号単価表
諸雑費		式	0			
合 計		式	1			

処理費

枝下地区

単価表
(第12号)

1 式 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
処理費 (剪定枝)	緑のリサイクルセンター	t	40			第21号単価表
処理費 (可燃ごみ)	渡刈クリーンセンター	t	1			第22号単価表
処理費 (草刈り除草)	緑のリサイクルセンター	t	64			第23号単価表
一般廃棄物運搬 (園地清掃可燃ごみ)	平均運搬距離L=4.8km、渡刈クリーンセンター	台	36			第24号単価表
産廃廃棄物 (廃プラ・金属くず・ガラス陶磁器)	運搬距離L=14.6km 中間処理施設	台	24			第25号単価表
諸雑費		式	1			
合 計		式	1			

①園地清掃工

単 価 表
(第13号)

1 ha 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
軽作業員		人				
合 計		ha	1			

④低木剪定工（寄植剪定）

単 価 表
（ 第14号 ）

剪定・集積・積込・運搬含む

100 m² 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
植樹管理（せん定）	寄植せん定 手間のみ 低木（株物）	m ²	100			
合 計		m ²	100			
単位当り		m ²	1			

⑦中木剪定工（寄植剪定）

生垣
剪定・集積・積込・運搬含む

単 価 表

（ 第15号 ）

100 m² 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
植樹管理（せん定）	寄植せん定 手間のみ 中木	m ²	100			
合 計		m ²	100			
単位当り		m ²	1			

⑰除草工

手取り
障害物除去・抜根除草・集積・積込・運搬含む

単 価 表

(第16号)

1000 m² 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
植樹管理 (除草)	抜根除草 手間のみ 植込み地	m ²	1,000			
合 計		m ²	1,000			
単位当り		m ²	1			

⑱芝刈工

ハンドガイド式
障害物除去・芝刈・集積・積込・運搬含む

単 価 表

(第17号)

1000 m² 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
植樹管理 (芝刈)	芝刈 手間のみ	m ²	1,000			
合 計		m ²	1,000			
単位当り		m ²	1			

⑩総合歩掛 (除草、集草、積込運搬)

機械除草 I

単 価 表

(第18号)

1000 m² 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
軽作業員		人				
草刈機	肩掛式・カッター径255mm	日				
トラック2t積運転		時間				
諸雑費		%				
トラックによる公園外運搬	平均運搬距離18.4km、中間処理施設	台	1			第26号単価表
合 計		m ²	1,000			
単位当り		m ²	1			

③トイレ清掃工

多目的トイレ設置仕様

単 価 表

(第19号)

1 回 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
軽作業員		人				
洗剤・殺虫剤等		式	1			
合 計		回	1			

砂場攪拌

抗菌剤混入 (0.8kg/m²)

単価表

(第20号)

1 m² 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
砂場攪拌		m ²	1			
抗菌剤	イオンピュアきらり	kg	0.8			
合 計		m ²	1			

処理費（剪定枝）

緑のリサイクルセンター

単 価 表

(第21号)

1 t 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
処理料	剪定枝	t	1			
合 計		t	1			

処理費（可燃ごみ）

渡刈クリーンセンター

単価表

(第22号)

1 t 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
処理料	可燃ごみ	t	1			
合 計		t	1			

処理費（草刈り除草）

緑のリサイクルセンター

単価表

(第23号)

1 t 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
処理料	緑のリサイクルセンター	t	1			
合 計		t	1			

一般廃棄物運搬（園地清掃可燃ごみ）

平均運搬距離L=4.8km、渡刈クリーンセンタ
平均3台/月、造園修景積算P431

単価表

(第24号)

1 台 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
トラック2t積運転		時間				
合 計		台	1			

産廃廃棄物（廃プラ・金属くず・ガラス陶磁器）

運搬距離L=14.6km 中間処理施設
平均2台/月、造園修景積算P431

単価表

(第25号)

1 台 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
トラック2t積運転		時間				
合 計		台	1			

トラックによる公園外運搬

平均運搬距離18.4km、中間処理施設
造園修景積算18版P221、1000m²/2t/1台

単価表

(第26号)

1 台 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
トラック2t積運転		時間				
合 計		台	1			

積 算 情 報 表

項 目	内 容	項 目	内 容
積算区分	国交省	昼夜間補正区分	0 = 補正なし
変更回数	当初	昼夜間補正率	0%
積算基準 ^{パターン}	24:平成23年度基準		
当初・変更区分	0		
施行主体名	豊田市		
設計書名(1行目)	都市公園維持管理委託(枝下用水地区)		
設計書名(2行目)			
工事箇所	豊田市 丸山町ほか 地内		
路線・河川名	枝下中用水緑道はじめ11公園		
工事番号			
設計年度	平成23年度		
設計年月日	平成23年12月21日		
単価適用日付	平成23年12月01日(56)		
単価適用地区	23 豊田加茂1		
適用率(工種区分)	09 公園工事		
前払支払率	5%		
共通仮設費補正	0% : 補正なし		
イメージアップ補正率	0% : 補正なし		
現場管理地域補正	0% : 補正なし		
契約保証費率	0% : 補正なし		
夜間補正区分	0 = 補正なし		
夜間補正率	0%		

数量表 都市公園維持管理委託(枝下地区)

平成24年度委託数量

名称	規格	単位	枝下中用水緑道		枝下西用水緑道		住吉公園		巖島公園	
			数量	回数	数量	回数	数量	回数	数量	回数
①園地清掃工		ha	79.36	4.96ha × 16回/年	106.24	6.64ha × 16回/年	3.20	0.2ha × 16回/年	4.00	0.25ha × 16回/年
②トイレ清掃工	標準仕様	回								
③トイレ清掃工	多目的トイレ設置仕様	回					44	1箇所×4回/月×8月(4~10.3月)+3回/月×4月(1~2月)	44	1箇所×4回/月×8月(4~10.3月)+3回/月×4月(1~2月)
④低木剪定工(寄植剪定)		m ²	6,000	6,000m ² × 1回/年	10,653	10,653m ² × 1回/年	220	220m ² × 1回/年	140	140m ² × 1回/年
⑦中木剪定工(寄植剪定)	生垣	m	1,020	1,020m × 1回/年	1,060	1,060m × 1回/年				
⑪高木軽剪定(下枝剪定)	幹周 60cm未満	本								
⑫高木軽剪定(下枝剪定)	幹周 80~120cm未満	本								
⑰除草工	手取り	m ²	7,600	3,800m ² × 2回/年	20,740	10,370m ² × 2回/年				
⑱芝刈工	ハンドガイド式	m ²	3,900	1,300m ² × 3回/年	2,661	887m ² × 3回/年	1,530	510 × 3回/年	480	160m ² × 3回/年
⑱-1芝刈工	ハンドガイド式 河川敷	m ²								
⑲総合歩掛(除草、集草、積込運搬)	機械除草Ⅰ	m ²	29,400	9,800m ² × 3回/年	36,405	12,135m ² × 3回/年	195	65m ² × 3回/年		
⑳総合歩掛(除草、集草、積込運搬)	機械除草Ⅱ	m ²								
23噴水清掃工		回								
24池清掃工		回								
砂場攪拌	抗菌剤混入(0.8kg/m ²)	m ²							23	23m ² × 1回/年

名称	規格	単位	一本木公園		土橋公園		竹村新池公園		蔵前公園	
			数量	回数	数量	回数	数量	回数	数量	回数
①園地清掃工		ha	10.56	0.66ha × 16回/年	60.16	3.76ha × 16回/年	19.20	1.2ha × 16回/年	3.20	0.2ha × 16回/年
②トイレ清掃工	標準仕様	回								
③トイレ清掃工	多目的トイレ設置仕様	回	44	1箇所×4回/月×8月(4~10.3月)+3回/月×4月(1~2月)	88	2箇所×4回/月×8月(4~10.3月)+3回/月×4月(1~2月)	44	1箇所×4回/月×8月(4~10.3月)+3回/月×4月(1~2月)		
④低木剪定工(寄植剪定)		m ²	390	390m ² × 1回/年	2,700	2,700m ² × 1回/年	560	560m ² × 1回/年		
⑦中木剪定工(寄植剪定)	生垣	m								
⑪高木軽剪定(下枝剪定)	幹周 60cm未満	本								
⑫高木軽剪定(下枝剪定)	幹周 80~120cm未満	本								
⑰除草工	手取り	m ²					1,840	920m ² × 2回/年		
⑱芝刈工	ハンドガイド式	m ²	990	330m ² × 3回	31,800	10,600m ² × 3回/年	8,850	2,950m ² × 3回/年	1,260	420m ² × 3回/年
⑱-1芝刈工	ハンドガイド式 河川敷	m ²								
⑲総合歩掛(除草、集草、積込運搬)	機械除草Ⅰ	m ²	3,270	1,090m ² × 3回/年	8,250	2,750m ² × 3回/年	5,475	1,825m ² × 3回/年		
⑳総合歩掛(除草、集草、積込運搬)	機械除草Ⅱ	m ²								
23噴水清掃工		回								
24池清掃工		回								
砂場攪拌	抗菌剤混入(0.8kg/m ²)	m ²			78	48m ² × 1回/年+30m ² × 1回/年				

数量表 都市公園維持管理委託(枝下地区)

平成24年度委託数量

名称	規格	単位	南嶋公園		高美中央公園		枝下東用水緑道		合計
			数量	回数	数量	回数	数量	回数	
①園地清掃工		ha	1.60	0.1ha×16回/年	6.08	0.38ha×16回/年	6.40	0.4ha×16回/年	300.00
②トイレ清掃工	標準仕様	回							0
③トイレ清掃工	多目的トイレ設置仕様	回			44	1箇所×4回/月×8月(4~10,3月)+3回/月×4月(11~2月)			308
④低木剪定工(寄植剪定)		m ²			690	690m ² ×1回/年	521	521m ² ×1回/年	21,874
⑦中木剪定工(寄植剪定)	生垣	m							2,080
⑪高木軽剪定(下枝剪定)	幹周 60cm未満	本							0
⑫高木軽剪定(下枝剪定)	幹周 60~120cm未満	本							0
⑰除草工	手取り	m ²					1,042	521m ² ×2回/年	31,222
⑱芝刈工	ハンドガイド式	m ²	300	100m ² ×3回/年			3,417	1139m ² ×3回/年	55,188
⑱-1芝刈工	ハンドガイド式 河川敷	m ²							0
⑲総合歩掛(除草、集草、積込運搬)	機械除草Ⅰ	m ²			1,290	430m ² ×3回/年			84,285
⑳総合歩掛(除草、集草、積込運搬)	機械除草Ⅱ	m ²							0
23噴水清掃工		回							0
24池清掃工		回							0
砂場攪拌	抗菌剤混入(0.8kg/m ²)	m ²			55	55m ² ×1回/年			156

名称	規格	単位
①園地清掃工		ha
②トイレ清掃工	標準仕様	回
③トイレ清掃工	多目的トイレ設置仕様	回
④低木剪定工(寄植剪定)		m ²
⑦中木剪定工(寄植剪定)	生垣	m
⑪高木軽剪定(下枝剪定)	幹周 60cm未満	本
⑫高木軽剪定(下枝剪定)	幹周 60~120cm未満	本
⑰除草工	手取り	m ²
⑱芝刈工	ハンドガイド式	m ²
⑱-1芝刈工	ハンドガイド式 河川敷	m ²
⑲総合歩掛(除草、集草、積込運搬)	機械除草Ⅰ	m ²
⑳総合歩掛(除草、集草、積込運搬)	機械除草Ⅱ	m ²
23噴水清掃工		回
24池清掃工		回
砂場攪拌	抗菌剤混入(0.8kg/m ²)	m ²

都市公園維持管理委託特記仕様書

(趣旨)

第1条 本委託は、豊田市の都市公園等の適正且つ良好な維持管理を行うために実施するものである。

(適用範囲)

第2条 この仕様書は、豊田市の都市公園等の維持管理作業に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2 委託作業は、それぞれの種別に応じ本仕様書に定める作業に従い施行すること。

3 この仕様書に定めない事項については、「愛知県建設部工事標準仕様書」によるものとする。

(施行管理)

第3条 受託者は、年間作業工程表に従って適正な施行管理を行うものとする。

2 受託者は各都市公園等の作業実施内容を1月毎に業務報告書として日報、作業状況写真(全景写真、作業前、作業中または作業後、日付、内容等)、都市公園点検記録、トイレトペーパー配布状況報告書、一般廃棄物・産業廃棄物集計表、一般廃棄物の計量伝票または計量証明等の写し等を添え提出し、監督員の確認を受けること。

3 契約後、監督員の指示による現場確認に立会すること。

4 各月度の作業報告書はExcelにて作成のうえ累積管理し、毎月度提出すること。なお、併せてUSBメモリにてデータ提出もするものとし、報告書の様式は契約後監督員より配布されるものとする。

5 受託者は監督員の指示により年間業務の出来形を所定の様式にて報告するものとする。なお報告にあたり、時期、内容、様式については契約後別途指示するものとする。

(公園愛護会への連絡)

第4条 受託者は、公園愛護会のある公園については、公園愛護会に作業内容等をあらかじめ通知・調整し、都市公園の良好な維持管理に相互努めること。

2 公園愛護会に通知する管理内容等は次のとおりとする。

- ・管理委託業者名および管理責任者、現場担当者ならびに連絡先
- ・年間作業の工程表

(現場の安全管理)

第5条 作業の施行にあたっては、利用者及び通行人等に危険のないよう十分注意して行うこと。

2 作業の施行にあたり、施設・樹木等を損傷しないよう十分注意すること。

3 受託者は、苦情の申出や人身事故又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は応急措置を講ずるとともに、事故発生の原因・経過及び事故による被害の内容等について遅滞なく監督員に報告すること。

(草刈工)

第6条 植え込み地内の草刈に際しては、樹木に危害を与えないよう十分注意し実施すること。

2 実施時期は、草の生育時期にあわせて適期に行うこと。

(芝刈工)

第7条 芝生の刈込みに際しては、芝生地内にある樹木・株物・施設等を損傷しないように注意し、刈りむら、刈り残しのないように実施すること。

2 刈り取った芝は、集積しまとめて処理するとともに、刈り跡は清掃を実施すること。

(樹木剪定工)

第8条 樹木剪定は、樹形を整えるための整枝を目的として実施し、切りすぎないように注意すること。

2 樹種にあった方法、時期で実施すること。

3 枝切りについては、切り口から腐食しないように注意するとともに、大きな切り口については、殺菌剤等による適切な保護を行うこと。

(清掃工)

第9条 園路部、広場部、グラウンド部、芝生地、植込み地、緑地等の園地内全域を対象とし、塵芥・枯枝・落葉・紙屑・空き缶・吸殻及びその他不要物を除去清掃並びに都市公園施設及び遊具点検を行うこと。

2 集積したゴミについて、一般廃棄物(紙くず、木くず、剪定枝等)と産業廃棄物に分別すること。

(一般廃棄物の処理)

第10条 ごみ、せん定枝、草の運搬にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)を遵守して適正に運搬しなければならない。

2 一般廃棄物の運搬先は品目ごとに下表のいずれかの施設とする。

品目	運搬先
ごみ	渡刈クリーンセンター、藤岡プラント
刈草	緑のリサイクルセンター、(株)鈴鍵
せん定枝	緑のリサイクルセンター、(株)鈴鍵、コメジ・ソシオ(株)

3 契約約款に掲げるもののほか、豊田市は、受託者が次に各号の基準に適合しなくなったときは、この契約の全部又は一部を解除するものとする。

- (1) 受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること
- (2) 受託者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること
- (3) 受託者が自ら一般廃棄物収集運搬業務を実施する者であること

(産業廃棄物の処理)

第 11 条 産業廃棄物については別紙「豊田市都市公園維持管理委託に関わる産業廃棄物処理委託仕様書」に従って適正な処理を行うこと。

3 産業廃棄物を収集運搬するにあたり、別に定める収集運搬に関する契約を締結するものとする。

4 産業廃棄物について、分別できないゴミがでた場合、速やかに監督員に連絡し指示を受けること。

(便所清掃工)

第 12 条 建物の床・壁・天井・照明器具等・便器(目皿含)等を十分清掃し清潔な状態を保持すること。

2 天井・壁面の清掃については、漏電やくもの巣などに十分注意すること。

3 清掃液は、便器及び便槽に支障のないものを使用すること。

4 汲取りが必要な場合は、速やかに監督員に連絡を行うこと。

5 トイレットペーパーは市が指定する業者より入手し、予備を含めた適当な数を各トイレに補充すること。

(施設点検等)

第 13 条 園地清掃、便所清掃の際に、施設(便所、照明、水飲み、樹木等)及び遊具の目視等による点検(施設は1回/月、遊具は2回/月)を行うこと。施設や遊具の使用に支障又は危険な状態であると判断される場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。

2 受託者は、豊田市が保有する公園台帳の内容について確認を行い、管理する公園において現況と異なる内容があった場合は、その内容を監督員へ報告すること。

(除草工)

第 14 条 各種雑草の発芽抑制と消滅除去を図るため、根元から細根を残さないよう入念に引き抜き除去を行うこと。

第 15 条 各作業に際しては、各公園施設、樹木等を損傷させることなく十分に注意するとともに、万一損傷した場合には、監督員に報告のうえ受託者の負担で原形に復すること。

(砂場攪拌)

第 16 条 攪拌深は深さ約 50cm とし、抗菌剤を㎡当り 0.8kg 混入攪拌する。

又、抗菌剤は「イオンピュアきらり」同等品とする。

(その他)

第 17 条 本仕様書に定めのないことについては、発注者、受注者双方の協議によるものとする。

特 記 事 項

1 委託料の支払い整理日は毎月末とし、12 回払いの均等割とする。ただし、月額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数金額の合計を

- 最終支払い月に併せて支払うものとする。
- 2 当該月の委託料の支払は、検査完了後、翌月払いとする。
 - 3 変更契約が生じた場合は、最終支払い月に清算するものとする。

注 意 事 項

- 1 作業車両は、公園内における作業中、車の前部及び後部に表示板「公園内清掃作業中」（白地に緑文字）を取り付けること。

豊田市都市公園維持管理委託に関わる産業廃棄物処理業務委託仕様書

(委託の範囲)

第1条 本委託業務は、豊田市（以下「甲」という。）が設置する「対象施設一覧」（別紙1）に掲げる都市公園（以下「都市公園」という。）から排出される産業廃棄物の収集運搬業務を行う。

(法の遵守)

第2条 甲及び収集運搬業者（以下「乙」という。）は、本委託業務を行うにあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、及びその他関係法令を遵守するものとする。

(委託する産業廃棄物の種類)

第3条 甲が、乙に委託する産業廃棄物の種類はそれぞれ次のとおりとする。

種	類	具 体 例
1	廃プラスチック類	ポリ袋等、ペットボトル
2	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以下「ガラスくず等」という。）	ガラス類、陶磁器類等
3	金属くず	空き缶等、金属類
4	資源	飲食用びん、飲料用かん
5	付着物有の廃プラスチック類、ガラスくず等、金属くず	プラスチック製容器、ポリ袋、ペットボトル、その他プラスチック製品、ビン、食器類等、飲食用缶に食品付着物有

2 ただし、「5 付着物有の廃プラスチック類、ガラスくず等、金属くず」は、1回の園地清掃の際に、同一公園内で10kg以上発生した場合のみ当該種類で運搬するものとする。それ以外の場合は上表1から4に分別するものとする。

(委託する産業廃棄物の数量等)

第4条 甲が、乙に委託する産業廃棄物の数量等は次のとおりとする。

種	類	数量（見込み）	性 状	荷 姿	取扱い注意事項
1	廃プラスチック類	30kg/月	固形状	袋又はバラ	—
2	ガラスくず等	20kg/月	固形状	袋又はバラ	突起物により怪我
3	金属くず	30kg/月	固形状	袋又はバラ	突起物により怪我
4	資源	5kg/月	固形状	袋又はバラ	—
5	付着物有の廃プラスチック類、ガラスくず等、金属くず	750Kg/年	固形状	袋又はバラ	突起物により怪我

(委託業務の内容)

第5条 乙は、豊田市都市公園から排出された産業廃棄物の収集運搬業務を行う。

2 産業廃棄物の運搬先は次のとおりとする。また、運搬先の変更等が必要な場合は、乙は事前に変更内容を記した書面を甲に提出し、甲乙協議の上、決定することとする。

種 類		運 搬 先
産業廃棄物	1 廃プラスチック類	産業廃棄物処分業者
	2 ガラスくず等	
	3 金属くず	
	4 資源 飲食用びん、飲料用かん	グリーン・クリーンふじの丘
	5 付着物有の廃プラスチック類、ガラスくず等、金属くず	産業廃棄物処分業者

なお、産業廃棄物処分業者の名称、所在地等は別途、廃棄物処理法上の契約書によるものとする。また、リサイクルを徹底し、リサイクルが不可能な物については、適正に処分することとする。

3 産業廃棄物の収集運搬回数等については、次のとおりとする。

種 類		回 数	収 集 日 程
産業廃棄物	1 廃プラスチック類	年間 24 回程度	甲、乙協議の上決定することとし、契約締結後、1週間以内に甲に文書にて報告すること。ただし、土・日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの間については行わないものとする。
	2 ガラスくず等		
	3 金属くず		
	4 資源 飲食用びん、飲料用かん		
	5 付着物有の廃プラスチック類、ガラスくず等、金属くず		

4 産業廃棄物の収集運搬については、豊田市都市公園から排出する産業廃棄物のみを収集運搬することとし、本契約以外の廃棄物と混載しないこととする。

5 乙は、産業廃棄物を運搬するにあたり、それぞれの廃棄物を計量することとし、計量にかかる費用は乙の負担とする。

6 乙は収集運搬に際し、収集物の飛散、落下等のないよう措置すること。

(許可証の提出)

第6条 乙は、本業務が乙の事業範囲であることを証するものとして、許可証の写しを甲に提出しなければならない。ただし、契約期間内に当該許可証が変更された場合にあっては、乙は直ちに変更後の許可証の写しを甲に提出しなければならない。

(業務の報告)

第7条 乙は、廃棄物処理法第12条の5第2項又は第3項の規定により、電子情報処理組織を使用して情報処理センターに産業廃棄物の処理結果を報告しなければならない。

2 乙は、毎月の業務が完了したときは、毎月の処分量の集計表を甲に提出しなければならない。

(災害の補償)

第8条 業務の実施に当たり、乙の従業員等に災害その他事故が発生しても、甲はその責めを負わないものとする。

2 指定場所、その他一般の構築物等を破損した場合は、乙の責任においてその原状復帰をしなければならない。

(機密保持)

第9条 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知りえた相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。なお、公表する必要がある場合は、相手方の文書による許諾を必要とするものとする。

(確認等)

第10条 豊田市条例「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」の規定に基づき甲が排出事業者として確認等をする場合においては、乙は協力しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙は、相手方がこの仕様書の条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除する場合であっても、乙が甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を完了していない場合は、甲乙双方の責任において当該廃棄物を処理した後でなければこの契約を解除することができない。

(その他)

第12条 この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

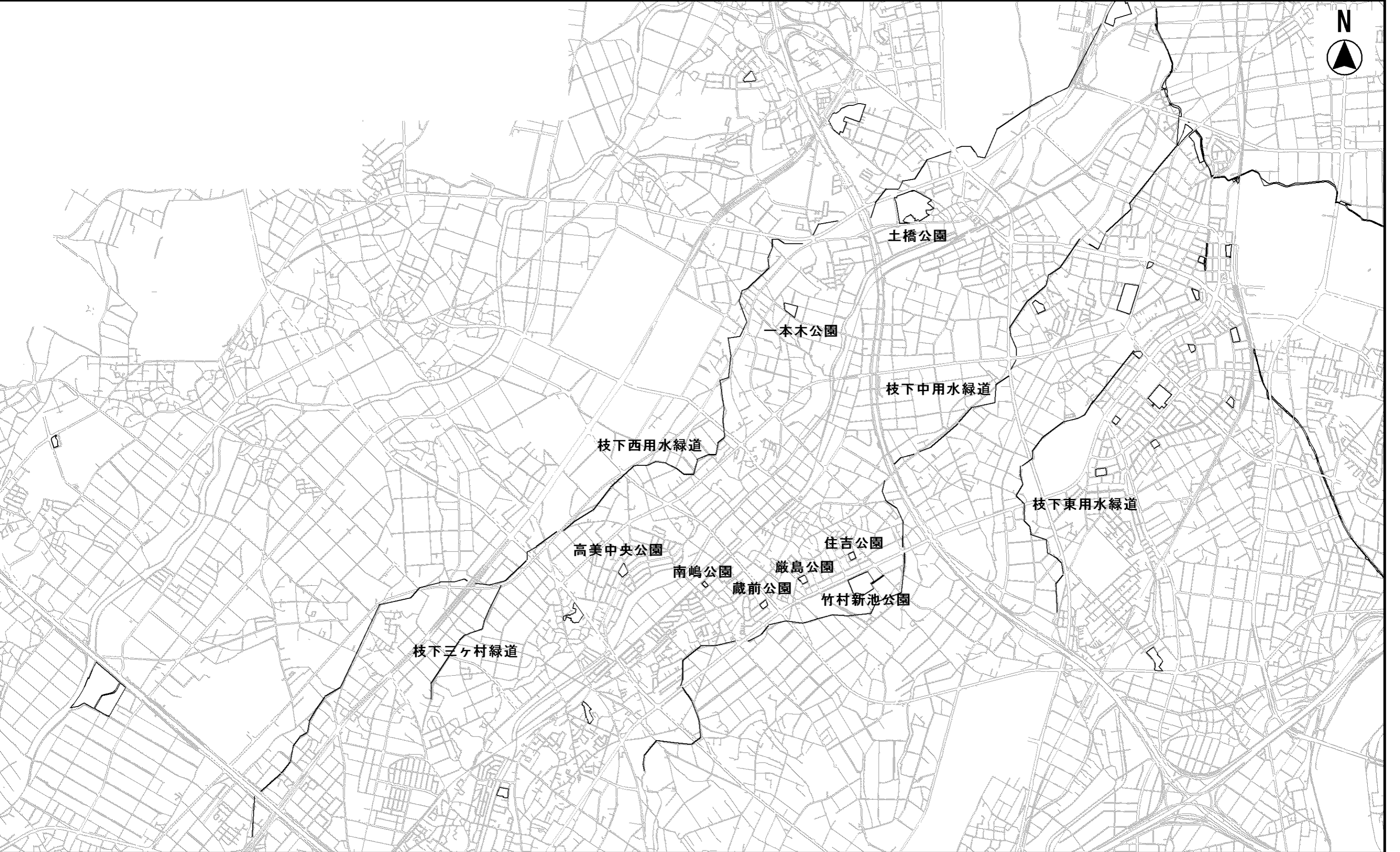
2 本契約とは別に、廃棄物処理法に基づく収集運搬業務の委託契約を結ぶものとする。

別紙1

枝下用水地区対象施設一覧

番号	公園名	面積(ha)
1	枝下中用水緑道	4.96
2	枝下西用水緑道	6.64
3	住吉公園	0.20
4	巖島公園	0.25
5	一本木公園	0.66
6	土橋公園	3.76
7	竹村新池公園	1.20
8	蔵前公園	0.20
9	南嶋公園	0.10
10	高美中央公園	0.38
11	枝下東用水緑道	0.40
	合計	18.75

位置図（枝下用水地区）



縮尺 1 : 25000

